

35206

山口県

防府市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額	従業員 (人以上)			
地域再生法の認定を受けた地域再生計画に規定する地方活力向上地域内において、令和 8 年 3 月 31 日までの間に、特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者で、認定を受けた日からその翌日以降 3 年を経過するまでの間に特別償却設備を新設、又は増設した場合 ※特別償却設備…特定業務施設の用に供する減価償却資産で取得価額の合計が 3,800 万円(中小企業 1,900 万円)以上のもの	新規雇用5 (中小企業1)	不均一課税 (地域再生法) 【移転型】 初年度 0.014/100 2年度 0.35/100 3年度 0.7/100 【拡充型】 初年度 0.014/100 2年度 0.467/100 3年度 0.933/100	固定資産税の一定割合	3年度間
租税特別措置法に規定する雇用者給与等支給額の増加に係る事項が記載された中小企業等経営強化法に規定する「認定先端設備等導入計画」に従って新たに取得した場合 対象設備 機械装置(160 万円以上) 測定工具及び検査工具(30 万円以上) 器具備品(30 万円以上) 建物附属設備(60 万円以上)	—	【賃上げ表明 1.5%以上】 課税標準を 1/2 に軽減 【賃上げ表明 3%以上】 課税標準 1/4 に軽減 ※令和 9 年 3 月 31 日までに取得した設備	固定資産税 (償却資産が対象)	【1.5%以上の賃上げ方針有り】 3 年間 【3%以上の賃上げ方針有り】 5 年間
山口県及び県内全市町で策定した基本計画に基づき、事業者が「地域経済牽引事業計画」を策定し県の承認を受け、かつ、事業計画が「地域未来投資促進法第 25 条に基づく主務大臣が定める基準」(先進性であること等)に適合することにつき国の確認を受けた場合 (土地・建物等の取得合計額)	—	課税免除 (地域未来投資促進法)	固定資産税 (土地・家屋・構築物が対象)	3年度間

① 一般:1 億円超				
② 農林漁業関連:5,000 万円超				

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
防府市工場等設置奨励条例	S61.3 〔R7.3 改正〕	①準工業地域、工業地域、工業専用地域、防府市開発行為等の許可の基準に関する条例に定めるイ・ロの区域に工場等を新設・増設・移転する製造業 ②投下固定資産総額3億円以上 （中小企業は 5,000 万円以上） ③雇用 ・新設、増設の場合は、対象期間内に新たに雇用された常勤従業員が5人（中小企業は2人）以上 ・移転の場合は、操業開始時に常勤従業員が 10 人（中小企業は5人）以上 ④1,000 ㎡以上の土地を新たに取得又は定期賃借していること	工場等設置奨励金 ○新設・増設・移転 ・固定資産税相当額（家屋・償却資産）を3年度間 雇用奨励金 ○雇用奨励金の対象となる常勤従業員（操業開始後最大3年後までの期間に新たに雇用又は配属された者）1人につき 40 万円（常勤従業員が新卒者に該当する場合は 50 万円）
防府市工場等設置資金融資規則	S61.3 〔R7.3 改正〕	防府市工場等設置奨励条例第 3 条第 1 項に規定する指定事業者で、 ①税を滞納していない者 ②銀行取引停止処分を受けていない者	工場等設置資金融資 ○融資条件 ①限度額 3億円 ②利率 年 6.3%以内 ③期間 15 年（据置2年）以内 ④償還方法 原則月賦償還 ⑤担保及び保証人 取扱金融機関所定の方法 ○融資対象費用 ・投下固定資産総額の 2/3 以内
防府市事業所等設置奨励条例	H13.3 〔R5.2 改正〕	①商業地域に事業所等を新設・増設・移転する事業者 ②投下固定資産総額1億円以上 （中小企業は 2,000 万円以上）	事業所等設置奨励金 ○新設・増設 ・固定資産税相当額（3年度間） ○移転

		③新規常勤雇用 5人以上 (中小企業2人以上)	・固定資産税相当額の 50% (3年度間) ※いずれも3年度間の合計額は1億円を 限度
			雇用奨励金 ○雇用奨励金の対象となる常勤従業員 1人につき 40 万円(常勤従業員が新 卒に該当する場合は 50 万円)